

発大保第 77号
平成22年11月8日

小谷医院
院長 鳥羽 信行 様

大山町長 森 田 増



看取りの体制づくり(案)について

深冷の候、日ごろより、当町の保健、医療、福祉事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、先日はお忙しいなか、「看取りの体制づくりに係る医師連携会議」にご出席いただき、貴重なご意見ご助言、誠にありがとうございました。

会議の内容について、事務局でまとめたものを別紙のとおり作成いたしましたので、ご確認いただき、ご意見がございましたら11月16日(火)までに下記の担当者へご連絡ください。

大山町役場 保健課
渡 辺 明 美
(電話) 0859-54-5206

大山町在宅看取りの体制づくり実施要領

(目的)

在宅での看取りを望む方が、人生の終末期を在宅で安心して過ごすことが出来るよう支援する。

(利用対象者)

在宅での看取りを希望する方であって、町内にかかりつけ医(主治医)がある方で、本人または親族が町内に住所を有すること。

(利用の申し込み)

利用を希望する本人、家族、およびその他の親族が「はるかの窓口」へ「在宅看取りについての登録書」を提出する。

(利用の取り消し)

すでに提出されている「在宅看取りについての登録書」の「登録取り消し」欄の署名をもって取り消しとする。

(実施の手順)

別紙「大山町看取りの体制」に基づき行う。

(看取りエリアの目安)

往診時間片道 15 分程度の圏内で、おおむね別紙「大山町全図」の範囲とする。

(実施にあたっての関係機関の役割)

はるかの窓口

本人が終末期、臨終期を自宅で迎えたいとの意思がある場合、登録書の受理等を行う。

1、登録受付時に家族に対して「自宅での看取り」「大山町の看取り」を参考に次のことを説明する。

①看取りの診察依頼をセカンド医(看取り協力医)に依頼するのは「呼吸停止した時」とする。

②セカンド医(看取り協力医)の決定は、終末期にはるかの窓口とかかりつけ医(主治医)と相談して決める。また、セカンド医(看取り協力医)への依頼ははるかの窓口が行う。

③セカンド医(看取り協力医)が決まれば、家族に報告する。

2、登録書が提出された場合、かかりつけ医(主治医)に報告する。

3、かかりつけ医(主治医)から、登録者が終末期であるとの連絡を受けた後、かかりつけ医(主治医)とセカンド医(看取り協力医)に台帳の提供を行う。

かかりつけ医(主治医)

終末期になったら、セカンド医(看取り協力医)へ協力依頼・情報提供を行う。また、死亡された場合「はるかの窓口」に死亡報告を行う。

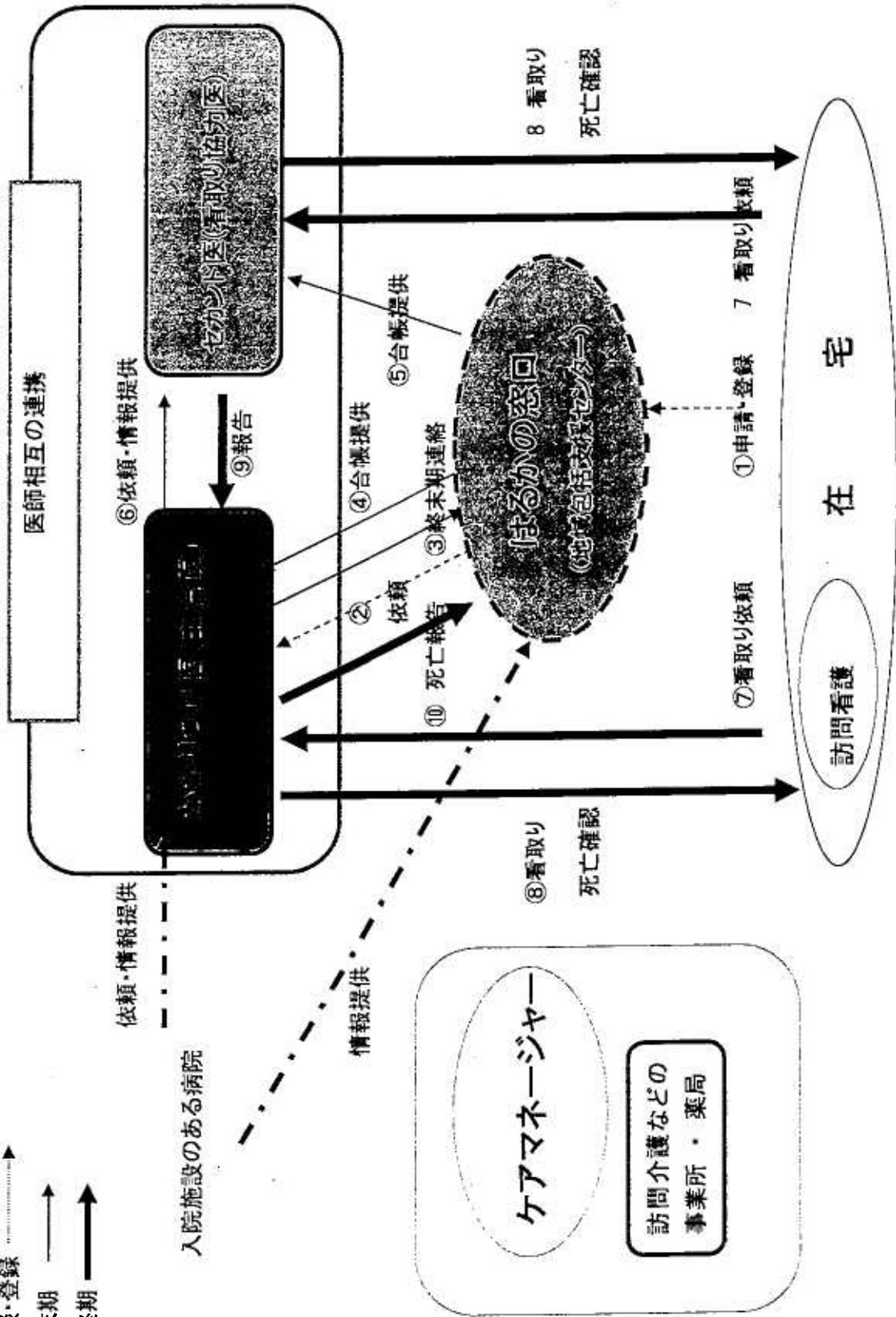
セカンド医(看取り協力医)

臨終期の死亡確認を行った場合、主治医に報告する。

附則 この要領は、平成 23 年 1 月 日から施行する。

大山町看取りの体制(案)

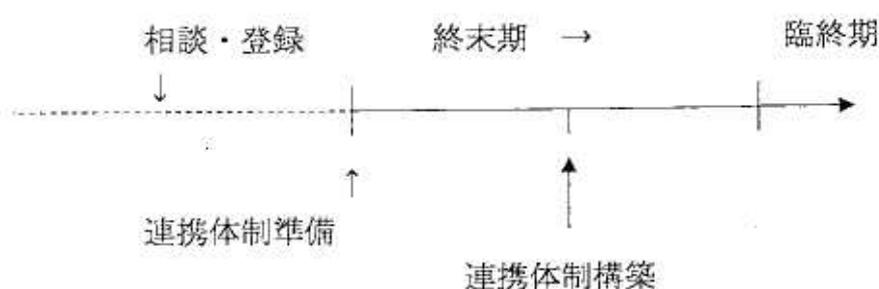
相談・登録 \dashrightarrow
 終末期 \longrightarrow
 臨終期 \longrightarrow



終末期を自宅で迎えることができるように相談・登録ができます

～看取りのしくみ～

大山町では、平成19年度から医療や介護に関わる関係者による協議会を設立し、検討を重ねてきました。平成20年1月には、4,000人の方にアンケート調査を行い、その結果、自宅での介護を希望する方が約38%おられました。今回、協議会で検討した結果、大山町にお住まいの方で「自宅で終末期を迎えたい」という意思があるとき、そのお手伝いをする体制を作ることになりました。



終末期を自宅で迎えたいというご本人や家族の意思があれば、事前に「はるかの窓口」に相談をします。本人の意思を十分確認した上で登録していただきます。

この仕組みによって、主治医が不在の場合でも
事前に了解の得られた協力機関が自宅での看取り
を支援します。



相談窓口
大山町地域包括支援センター内
「はるかの窓口」
電話 0859-54-2226

在宅看取りについての登録書

私 _____ は、大山町の在宅看取りの体制と方法について説明を受け、趣旨と内容を理解しました。私たちの意向に沿ったものであるので、下記の内容を確認し登録します。

記

- 原則として、点滴や注射などの本人の苦痛を伴う延命処置は希望しません。
- 危篤の状態に陥った場合、病院には搬送せず在宅での最期の看取りを希望します。
- 休日や深夜、医師の不在、他の患者さんの対応をしている場合など主治医と連絡が付かない場合、家族、その他の関係者があらかじめ決められたセカンド医（看取り協力医）への連絡をします。
ただし、セカンド医(看取り協力医)等と連絡がつかない時等、対応できないことがあることを承知いたします。
- 一旦登録されても取り消すことも出来ます。

大 山 町 長 様

年 月 日

本人 住所 _____ 氏名 _____ 印 _____

同居の家族 住所 _____ 氏名 _____ 印 _____
(続柄 _____)

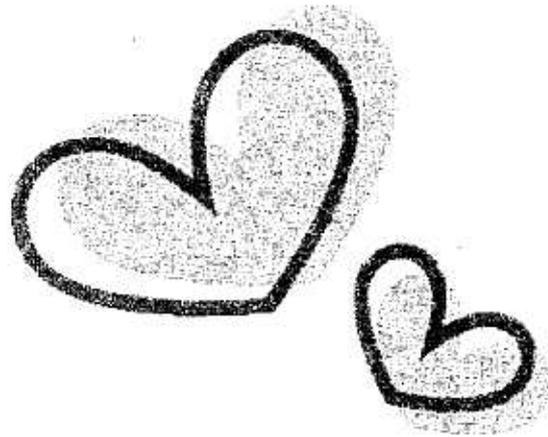
その他の親族 住所 _____ 氏名 _____ 印 _____
(続柄 _____)

登録取り消し

上記で登録した内容を取り消しします。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
氏名 _____ 印 _____ (続柄 _____)

自宅での看取り



大山町保健医療福祉連携体制づくり協議会・大山町

(平成 23 年 1 月)

その1

大山町では、なぜ自宅での看取りのしくみを作ったのですか？

答え

大山町では、「最期は家で過したい」と希望のある方に、安心して自宅で最期を迎えてもらうために平成19年度から在宅医療や在宅介護を進めるための効果的なネットワークづくりについて検討を行ってきました。

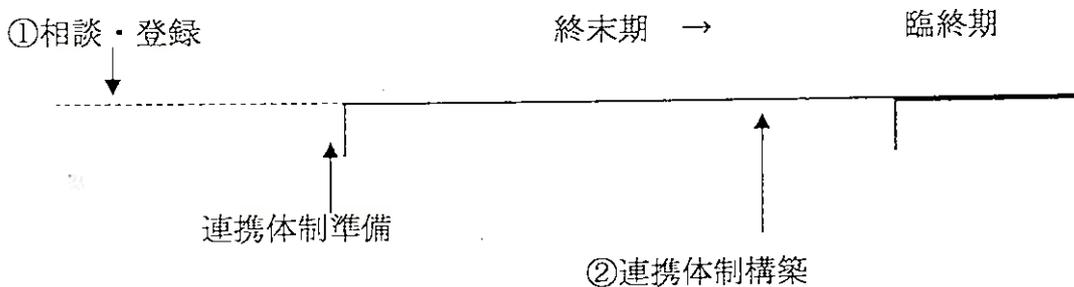
平成20年1月には、4,000人の住民を対象に「大山町における在宅ケアに関する実態アンケート」を実施しました。その結果、「もし仮に、あなたが介護を受ける状態となった場合、最も介護を受けたい場所はどこですか」の問いに対し、約38%の方が自宅を希望され、「もし仮に、あなたの家族が介護を受けるような状態となった場合、最も介護を受けたい場所はどこですか」の問いに対し、約35%の方が自宅と答えられました。その結果をふまえ、大山町では、自宅での看取りを支援するしくみを作りました。

その2

大山町では、最期を自宅で過ごすために、どのような体制が作られていますか？

答え

①登録・相談は、終末期を自宅で迎えたいというご本人や家族の意思があれば、事前にはるかの窓口にご相談をします。ご本人の意思を十分確認した上で登録させていただきます。



②終末期になり、かかりつけ医(主治医)が在宅での看取りに関する調整が必要と判断した場合、はるかの窓口へ情報提供し、はるかの窓口が、かかりつけ医(主治医)およびセカンド医(看取り協力医)に台帳の提供を行います。

この体制により、主治医が不在の場合でも事前に了解の得られたセカンド医(看取り協力医)に在宅での看取りをお願いします。ただし、セカンド医(看取り協力医)と連絡がつかない時は対応出来ないことがあります。

その3

登録すれば、自宅で看取りを行うとき、先生は来てくれますか？

答え

病院では医療者と家族が看取りますが、自宅では家族が看取ります。

大山町の場合、かかりつけ医(主治医)が融通を利かせながら看取りを行っていますが、どうしても都合がつかない場合など、登録していると、セカンド医(看取り協力医)が代わりに最期の看取りを行います。ただし、連絡がつかない時は、対応出来ないことがあります。

看取りの診察依頼は、呼吸停止をした時にさせていただきます。

その4

自宅で亡くなった後はどうすればいいのですか？

答え

自宅で亡くなった後の処置は、ご家族と共に訪問看護師などが行います。主治医または、セカンド医（看取り協力医）が、死亡診断書を発行します。静かに時は流れていきます。



相談窓口

大山町地域包括支援センター内

「はるかの窓口」

電話 0859-54-2226